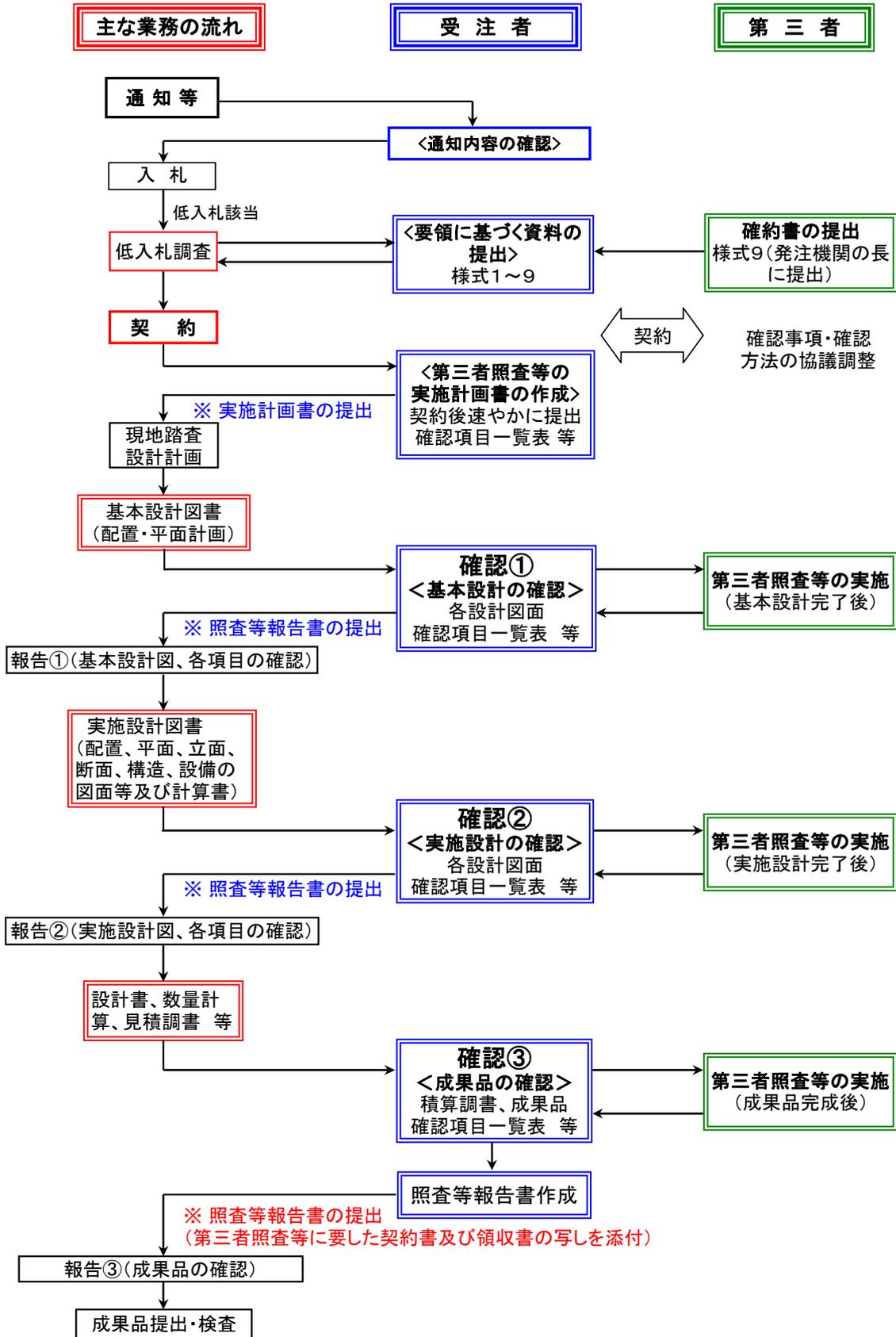


内容確認フローチャート



注記

- 1) 予定価格が1千万円以上の建築関係の建設コンサルタント業務を対象とする。
- 2) 確認①は基本設計図面作成後、確認②は実施設計図面作成後、確認③は成果品完成後の時期を原則とする。
- 3) 設計内容が簡易なものについて、①②を同時に行うことが適正であると思われる場合は、監督員と協議のうえ確認の時期を決定する。
- 4) 工程に関わる確認・報告①②③の時期は、業務計画書提出時の打合せにより設定する。
- 5) 第三者照査者は、それぞれの報告①②③提出時に、発注者の求めに応じて立会い、内容確認の状況について、説明すること。